

村独自の対策としましては、下記の3点につきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

全ての都道府県からの観光を目的とする来島自粛を要請

「緊急事態宣言」や「警報」が発令されていることを鑑みて、引き続き3月21日までの間、全ての都道府県からの観光を目的とする来島の自粛を要請します。

なお、仕事で来島される場合は島内の仕事発注者から、帰省の場合は本人または島内の家族から、必ず宿・乗船の予約をしていただくよう、ご協力をお願いします。

健康記録票での体調管理の徹底

村民の皆さまは毎日、仕事や帰省で来島される皆さまは2週間前からの健康記録を徹底していただき、水際対策として、定期船に乗船される際は、待合室にいる検温係へ健康記録票を提出してください。

体温が37.5度を超える方、息苦しさやだるさのある方、味がしない・匂いがしない等、身体の不調を感じる場合は、出勤・登校・登園等を控え、人と会う前に、すぐに診療所まで電話でご相談ください。

新しく村民になる方への周知

3月、4月は、島内への人の出入りが多い季節となります。

新しく村民になる方への対策として、来島2週間前からの健康記録の徹底、身体に不調を感じる場合は来島の延期、来島前のPCR検査の要請等、お互いに安心して生活ができるよう、各職場・各ご家庭において周知していただきますよう、ご協力をお願いします。

対策内容について、判断に困る場合は、役場までご相談ください。

診療所では、万が一、島内で感染症が発生した場合に備えて出来る限りの対応を準備しています。感染症を持ち込まない、持ち込まれたとしても感染を広げない、感染症での死者を出さない為に、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年3月8日

栗島浦村長 本 保 建 男

栗島浦村新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局（栗島浦村保健福祉課） TEL0254-55-2111

※3月21日以降の方針につきましては、対策本部会議で決まり次第、改めてお知らせいたします。